

令和8年度

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
事業概要

港湾局

目 次

I	会社設立の趣旨	1
II	会社の概要	2
III	定款	4
IV	令和7年度事業報告	
1	事業実施の概要	12
2	損益計算書	14
3	貸借対照表	15
4	損益明細書	16
V	令和8年度事業計画	
1	事業計画の概要	17
2	予定損益計算書	18
3	予定貸借対照表	19
4	予定損益明細書	20
	(参考) 財務状況推移	21

I 会社設立の趣旨

神戸港のウォーターフロントエリアは、「『港都 神戸』グランドデザイン」（平成23年3月策定）の土地利用方針及びその実現に向け、今後、概ね10～15年間（2040年頃）で取り組むべき施策の方向性を示した「神戸ウォーターフロントグランドデザイン」（令和7年4月策定）に沿って再開発を進めている。ウォーターフロントのまちづくりは広範囲かつ多岐にわたり、長期に及ぶことから、全体の将来像を踏まえつつ、多様な都市機能、統一感のある街並み形成を誘導する仕組みが重要となる。

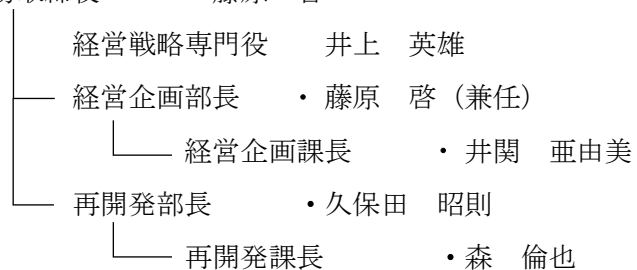
そのため、まちづくりに関わる多様な主体が一体となって、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、当会社を設立した。

Ⅱ 会社の概要

- 1 商 号 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区新港町11-1 ジーライオンアワーズビル4階
- 3 設 立 令和3年5月31日
- 4 資 本 金 45,000千円（出資金総額 90,000千円のうち、神戸市出資額 90,000千円）
- 5 組 織

代表取締役社長 ・ 今西 正男（神戸市副市長）

常務取締役 ・ 藤原 啓



・ 印は本市派遣職員

◦ 印は本市を退職した職員（退職派遣を除く）

6 社 員 数

令和8年7月1日現在

所 属	専門役	部 長	課 長	主 査	合 計
経営企画部	1 (0)	—	1 (1)	2 (0)	4 (1)
再開発部	—	1 (1)	1 (1)	—	2 (2)
合 計	1 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (0)	6 (3)

※ () 内は本市派遣職員で、内数を表す。

7 役 員

令和8年7月1日現在

役職名	氏 名	兼 務 する 主 な 職 業
代表取締役社長	今 西 正 男	神戸市副市長
常務取締役	藤 原 啓	
取 締 役	鈴 木 理 弘	三菱倉庫株式会社 神戸支店長
〃	山 本 雄 司	神戸市理事兼港湾局長
〃	酒 井 俊	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 部長
監 査 役	綴 木 公 子	さくら萌和有限責任監査法人公認会計士

Ⅲ 定 款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社神戸ウォーターフロント開発機構と称し、英文では、Kobe Waterfront Development Inc. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウォーターフロント開発に関する情報の調査、収集及び提供
2. ウォーターフロント開発に関する事業の企画、調整、支援及び運営の受託等
3. ウォーターフロント開発事業の実施
4. 景観形成、地域の賑わい創出等エリアマネジメントに関する企画、調整及び運営
5. 各種研修・講演会の企画及び実施
6. 公共公益施設等の利活用、管理及び運営
7. 公共公益施設等の設計、建設、整備及び修繕
8. 不動産の売買、賃貸借及び管理
9. 知的財産権の取得、使用、管理及び使用許諾
10. 広告及び宣伝等に関する業務
11. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

第4条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

第6条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿記載事項の記録等の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、署名又は記名押印し、当会社に共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

第10条（自己株式取得の場合の売主追加請求権の排除）

当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

第11条（質権登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の様式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その変更又は表示の抹消についても同様とする。

第12条（株主割当てによる募集株式の発行）

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第13条（手数料）

第9条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度にかかる定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第15条（株主の住所等の届け出）

当会社の株主及び登録株式質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により当会社に届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

第3章 株主総会

第16条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第17条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第18条（株主総会の招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日の2週間前までに招集通知を発するものとする。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第19条（株主総会の決議事項）

株主総会は、法令又は定款で定める事項を決議する。

第20条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第21条（株主総会の決議の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第22条（株主総会における議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第23条（株主総会の議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役

第24条（取締役会の設置）

当会社には、取締役会を置く。

第25条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上とする。

第26条（取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第27条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、前任者の任期あるいは他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

第28条（代表取締役）

当会社は、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定するものとする。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

第29条（役付取締役）

当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から常務、専務その他役付取締役を選定できるものとする。

第30条（業務執行）

社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

第31条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第32条（非業務執行取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第33条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第5章 取締役会

第34条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順位に従い、他の取締役が前項の任に当たる。

第35条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、前項の期間を短縮し、又は通知を省略してこれを開催することができる。

第36条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第38条（取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第39条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第6章 監査役

第40条（監査役の設置）

当会社には、監査役を置く。

第41条（監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

第42条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。

第43条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

第44条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第45条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第46条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第7章 計算

第47条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

第48条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

2 配当金には、利息をつけないものとする。

3 配当金が支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当会社は支払義務を免れるものとする。

附則

第49条（設立に際して発行する株式）

当会社の設立に際して発行する株式の総数は、9,000株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

第50条（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金9,000万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金4,500万円とする。

第51条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年3月31日までとする。

第52条（発起人）

発起人の名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

発起人 神戸市

割当てを受ける株式の数 9,000株

払い込む金銭の額 金9,000万円

第53条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

IV 令和7年度事業報告

1 事業実施の概要

令和7年度は、令和5年度に策定した新港エリアビジョンの実現に向け、新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議において、エリアの課題の解決や魅力の発信に関する取り組みを実施したほか、ウォーターフロントエリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトを活用し、戦略的かつ効果的なブランディングを図るなど、エリアマネジメントを推進した。また、ウォーターフロントエリアのまちづくりを担う都市再生推進法人として、神戸ポートタワーなどのライトアップ演出を個人向けにも展開したほか、公共空間や公共施設を活用したさらなる賑わいの創出を行った。さらに、令和6年度に引き続き、ウォーターフロントエリアの情報発信として、エリア内の各施設を運営する事業者と協力・連携し、多様なプロモーション活動を実施した。

(1) まちづくり事業

新港エリアビジョンの実現に向けた具体的な取り組みとして、地域企業により構成される新港エリアマネジメントプロジェクトチーム会議において、「ウォーターフロントエリアにおける回遊性向上」、「新港町周辺エリアでの滞在時間拡大」を目標とする2つの分科会を設置し、賑わいの創出と魅力の発信に努めた。神戸ルミナリエと連携したイルミネーション企画では、前年度から参画団体及び実施エリアを大幅に拡大するとともに、観光庁の補助金制度を活用して今後の継続的な実施に向けた対応を進めた。このほか、エリア内の新しいデバイスによる情報発信の社会実験などを実施した。

また、新港町周辺～メリケンパーク～ハーバーランドの3つのエリアを統合した「神戸ウォーターフロント」としての認知を高めていくために、エリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイトを活用し、店舗・イベント情報、エリアマネジメントの取り組みなどを積極的に発信したほか、エリア内の夜間景観整備について、光と音の演出「KOBE Night Mirage -Sound and Light Show-」の実施施設を民間施設にも拡大するなどナイトタイムエコノミーの推進に取り組んだ。

プロモーション活動については、ジーライオンアリーナ神戸開業を契機とするイベントを実施しエリアの賑わい創出を図ったほか、他都市での現地プロモーション等を実施し認知拡大及び魅力発信に向けた取り組みを行った。

(2) 再開発事業

令和6年度に引き続き、神戸ポートタワーの運営事業者や神戸市と調整しながら適切な施設維持管理を行ったほか、人気キャラクターやアーティストとタイアップしたイベントへの取り組みを新たに実施し、積極的な発信を行うことで集客を図った。

さらに、神戸第2地方合同庁舎別館跡地や新港第2突堤基部倉庫の跡地活用に向けた事業

者へのヒアリングの実施など、次期再開発の具体化に向けた企業誘致活動を実施し、事業スキームの検討及び事業要件の整理を進めた。

(3) 公共空間活用事業

神戸市と締結した都市利便増進協定に基づき、良好な環境形成及びにぎわい創出に向けたまちづくりを推進した。神戸ポートタワーなどのライトアップ事業については、これまで企業やイベントとコラボレーションした演出を行ってきたが、エリア内の賑わいの創出及び神戸ポートタワー認知度向上を目的に、令和7年12月より新たに対象を個人にも拡大した。また、エリア内で開催されるイベントと連動した街路灯フラッグの展開により、一体的な景観形成と回遊性の向上を図った。

そのほか、例年開催している街歩きイベントや「神戸ジャズセンテニアル」に加えて、大規模な野外音楽イベント「MASHUP FESTIVAL kobe」の誘致など、賑わい創出の一助となる取り組みを行ったほか、ジーライオンアリーナ神戸ならびに TOTTEI 開業1周年を記念したイベント「KOBE BUBBLUMI（神戸バブルミ）2026」を周辺事業者とともに実施し、再開発が進むウォーターフロントエリア全体のさらなる賑わい創出に向けたプロモーションイベントを実施した。

2 損益計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日、単位：円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	299,741,184	営 業 収 益	330,115,276
ウォーターフロント関係事業費	251,879,030	ウォーターフロント関係事業収入	330,115,276
一 般 管 理 費	47,862,154		
特 別 損 失	82,248	営 業 外 収 益	14,628,576
固 定 資 産 除 却 損	82,248	受 取 利 息	450,872
		雑 収 入	14,177,704
合 計	299,823,432	合 計	344,743,852
		税 引 前 当 期 純 利 益	44,920,420
		法人税、住民税及び事業税	16,638,449
		法 人 税 等 調 整 額	△1,069,962
		当 期 純 利 益	29,351,933
		前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	23,469,055
		繰 越 利 益 剰 余 金	52,820,988

※ 神戸市からの収入

- (1) 負 担 金 160,909 千円
(2) 受 託 料 一 千円

3 貸借対照表

(令和8年3月31日現在、単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	205,779,825	(負 債 の 部)	178,439,976
現金及び預金	187,252,212	流 動 負 債	93,994,696
貯 蔵 品	1,511,760	未 払 金	67,813,625
立 替 金	1,491,160	未 払 費 用	576,972
前 払 費 用	5,910,990	未払法人税等	15,265,900
未 収 入 金	6,102,660	未払消費税等	4,035,500
繰延税金資産	3,511,043	前 受 金	1,676,192
固 定 資 産	115,481,139	預 り 金	976,507
有 形 固 定 資 産	55,955,534	賞与引当金	3,650,000
建 物	9,920,881	固 定 負 債	84,445,280
建物附属設備	21,838,390	預 り 敷 金	84,445,280
構 築 物	1,891,750	(純 資 産 の 部)	142,820,988
工具器具備品	22,304,513	株 主 資 本	142,820,988
投資その他の資産	59,525,605	資 本 金	45,000,000
敷 金	59,304,876	資 本 剰 余 金	45,000,000
繰延税金資産	220,729	資 本 準 備 金	45,000,000
		利 益 剰 余 金	52,820,988
		その他利益剰余金	52,820,988
		繰越利益剰余金	52,820,988
資 産 合 計	321,260,964	負債及び純資産合計	321,260,964

4 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳			
		事 業 収 入	受 託 収 入	負担金収入	そ の 他
ウォーターフロント関係事業収入	330,115,276	170,734,996	—	159,380,280	—
受 取 利 息	450,872	—	—	—	450,872
雑 収 入	14,177,704	—	—	—	14,177,704
合 計	344,743,852	170,734,996	—	159,380,280	14,628,576

(2) 支出内訳表

(単位：円)

区 分	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	そ の 他
ウォーターフロント関係事業費	251,879,030	50,115,639	191,022,348	10,741,043	—
一 般 管 理 費	47,862,154	25,888,163	21,416,730	557,261	—
特 別 損 失	82,248	—	—	—	82,248
合 計	299,823,432	76,003,802	212,439,078	11,298,304	82,248

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位：円)

区 分	収 入	支 出	収 支 差
ウォーターフロント関係事業費	330,115,276	251,879,030	78,236,246
一 般 管 理 費	—	47,862,154	△47,862,154
合 計	330,115,276	299,741,184	30,374,092

V 令和 8 年度事業計画

1 事業計画の概要

神戸港のウォーターフロントエリアは、様々な企業の集積や施設の開業により、民間主体のエリアマネジメント組成に向けた土壌が整いつつあり、「神戸ウォーターフロントグランドデザイン」（令和 7 年 4 月策定）の方向性に沿って、神戸空港の国際化や都心三宮再整備の進捗を踏まえ、より広域的な視点からまちづくりを進めていく新たなステージに移行している。

今後は、神戸市が主導的に様々な行政施策や他のエリアマネジメントとの連携を図りながら、企業の伴走支援を直接行っていくため、当社は解散方針（令和 8 年 6 月 30 日株主総会決議）を踏まえ、令和 9 年 3 月末事業終了に向けた手続きに着手する。

最終事業年度となる令和 8 年度は、これまで実施してきた事業の課題と対応策を精査したうえで、神戸市及び民間事業者に発展的に継承するとともに、他のエリアとの連携に向けた取り組みについても神戸市とともに進めていく。

(1) まちづくり事業

- ア 地域企業で構成されるプロジェクトチームを中心とした、新港エリアビジョンの実現に向けた取り組みの推進、及び令和 9 年度以降の運営体制の確立に向けた対応
- イ エリア全体の情報発信を一元的に行うウェブサイト等の活用による、「神戸ウォーターフロント」としての戦略的かつ効果的なブランディングの形成、及び令和 9 年度以降の運営体制の確立に向けた対応
- ウ エリアの認知度向上を目的とした、地域企業と連携した事業の実施
- エ ウォーターフロントエリア内の各施設を運営する事業者との協力・連携による多様な媒体を通じたプロモーション活動の実施

(2) 再開発事業

- ア 民間企業のノウハウ活用による「地域で愛され、世界に認知される神戸のランドマーク」としての神戸ポートタワーの運営、及び令和 9 年度以降の運営体制の確立に向けた対応
- イ 新港第 2 突堤基部倉庫の跡地など、次期再開発の具体化に向けた事業スキームの検討に関する神戸市との連携

(3) 公共空間活用事業

- ア メリケンパーク内ステージに設置された大型ビジョンによる情報発信や神戸ポートタワー等のライトアップを活用した賑わいの創出、神戸ポートタワー南側におけるイベントスペースの活用等によるウォーターフロントエリアへの誘客及びこれらの積極的な事業展開によるさらなる収益の確保、及び令和 9 年度以降の運営体制の確立に向けた対応
- イ 公共空間の活用による、地域企業との協働によるイベント開催等、賑わいの創出

2 予定損益計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日、単位：千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	284,106	営 業 収 益	295,360
ウォーターフロント関係事業費	234,620	ウォーターフロント関係事業収入	295,360
一 般 管 理 費	49,486	営 業 外 収 益	6,108
		受 取 利 息	451
		雑 収 入	5,657
合 計	284,106	合 計	301,468
		税 引 前 当 期 純 利 益	17,362
		法人税、住民税及び事業税	5,830
		当 期 純 利 益	11,532
		前 期 繰 越 利 益 剰 余 金	52,821
		繰 越 利 益 剰 余 金	64,353

※ 神戸市からの収入

(1) 負 担 金 124,545 千円

(2) 受 託 料 一 千円

3 予定貸借対照表

(令和9年3月31日現在、単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	180,879	(負 債 の 部)	126,940
現金及び預金	172,443	流 動 負 債	42,495
未 収 入 金	2,014	未 払 金	31,638
前 払 費 用	2,911	未 払 費 用	566
繰延税金資産	3,511	未払法人税等	2,915
固 定 資 産	100,410	未払消費税等	2,956
有 形 固 定 資 産	40,884	預 り 金	796
建 物	9,205	賞与引当金	3,624
建物附属設備	19,842		
構 築 物	1,734		
工具器具備品	10,103	固 定 負 債	84,445
投資その他の資産	59,526	預 り 敷 金	84,445
敷 金	59,305		
繰延税金資産	221	(純 資 産 の 部)	154,349
		株 主 資 本	154,349
		資 本 金	45,000
		資本剰余金	45,000
		資本準備金	45,000
		利益剰余金	64,349
		その他利益剰余金	64,349
		繰越利益剰余金	64,349
資 産 合 計	281,289	負債及び純資産合計	281,289

4 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位：千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事 業 収 入	受 託 収 入	負担金収入	そ の 他
ウォーターフロント関係事業収入	295,360	170,815	—	124,545	—
受 取 利 息	451	—	—	—	451
雑 収 入	5,657	—	—	—	5,657
合 計	301,468	170,815	—	124,545	6,108

(2) 支出内訳表

(単位：千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	そ の 他
ウォーターフロント関係事業費	234,620	50,857	171,218	12,545	—
一 般 管 理 費	49,486	23,301	25,628	557	—
合 計	284,106	74,158	196,846	13,102	—

(3) 収支内訳表（営業収支）

(単位：千円)

区 分	収 入	支 出	収 支 差
ウォーターフロント関係事業費	295,360	234,620	60,740
一 般 管 理 費	—	49,486	△49,486
合 計	295,360	284,106	11,254

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	6→7増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	▲ 28,289	▲ 7,288	30,374	37,662
	営業収益	269,231	317,965	330,115	12,150
	営業費用	297,520	325,253	299,741	▲ 25,512
	うち販売費及び一般管理費	229,519	239,706	212,439	▲ 27,267
	うち人件費	66,957	80,355	76,004	▲ 4,351
	うち減価償却費	1,044	5,192	11,298	6,106
	営業外利益	29,733	14,030	14,628	598
	営業外収益	29,915	14,098	14,628	530
	営業外費用	182	68	0	▲ 68
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	1,444	6,743	45,002	38,259
	特別利益	0	0	▲ 82	▲ 82
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	0	0	82	82
	法人税等	978	2,250	15,569	13,319
貸借対照表 (B/S)	当期純利益	466	4,492	29,351	24,859
	前期繰越利益剰余金	18,510	18,977	23,469	4,492
	繰越利益剰余金	18,977	23,469	52,820	29,351
	資産合計	348,452	270,902	321,260	50,358
	流動資産	251,317	169,126	205,779	36,653
	固定資産	97,135	101,776	115,481	13,705
	うち建物	11,352	10,636	9,920	▲ 716
	負債合計	239,476	157,433	178,439	21,006
	流動負債	155,160	72,988	93,994	21,006
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	84,316	84,445	84,445	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	108,977	113,469	142,820	29,351
	株主資本	108,977	113,469	142,820	29,351
	資本金	45,000	45,000	45,000	0
	資本剰余金	45,000	45,000	45,000	0
	利益剰余金	18,977	23,469	52,820	29,351
	評価換算差額等	0	0	0	0

※表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。